

# ポーランド週報

(2023年4月6日～2023年4月12日)

令和5年(2023年)4月14日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<b>政治</b> 内閣改造の実施 社会福祉プログラム(年金制度「13番目の年金」や子ども手当「500+」)の存廃に関する世論調査 米軍兵站施設の完成 モラヴィエツキ首相のモルドバ訪問 モラヴィエツキ首相の訪米								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<b>治安等</b> LNGターミナルへの立入を一時的に禁止 詐欺の疑いでクラブ関係者数名を逮捕 在クラコフ・ウクライナ総領事館前での焼身自殺未遂事案								
<b>経済</b> 国際通貨基金のポーランド経済見通し セブン・イレブン欧州での事業拡大を計画 原子力発電所建設特別目的会社、第3四半期に設計契約を締結予定 欧州委員会、ポーランドにおけるグリーン水素製造支援計画を承認 当地シンクタンク、小型モジュール炉を評価								
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>								

## 政治

### 内閣改造の実施【6日】

6日、内閣改造が行われた。コヴァルチク農業・農村開発大臣が解任され、テルス下院農業・農村開発委員会委員長が後任の新農相に就いた。なお、コヴァルチク元農相は、引き続き副首相のポストには留まることになった。また、チェシンスキ首相府副大臣兼サイバー安全保障担当政府全権委員がデジタル化大臣に任命された。これに伴い、モラヴィエツキ首相は、兼務していたデジタル化大臣の職を離れることになった。

### 社会福祉プログラム(年金制度「13番目の年金」や子ども手当「500+」)の存廃に関する世論調査【11日】

11日、ジェチポスポリタ紙は、現行の社会福祉制度に関して世論調査機関IBRiSが行った世論調査を掲載した。ポーランド人に、「年金制度『13番目の年金』や子ども手当『500+』といった社会福祉プログラムは存続させるべきか、撤廃されるべきか」と質問したところ、43%が「存続させるべき」、32%が「どちらかといえば存続させるべき」、8%が「どちらかといえば撤廃させるべき」、15%が「撤廃させるべき」と回答した。また、世論調査では、男性よりも女性の方が既存の社会福祉制度を維持させるべきであると考えているという結果が出た。さらに、地方の農村部の住人だけでなく、都市部の住人も現在の社会福祉制度を支持していることがわかった。

## 外交・安全保障

### 米軍兵站施設の完成【5日】

5日、プワシュチャク副首相兼国防大臣は、ポヴィツ(Powidz)に建設された米軍兵站施設をブレジンスキ駐ポーランド米国大使とともに訪問して、完成式に参加し、「本日、ポヴィツを訪問し、ポーランドの安全保障を強化するだけでなく、NATO東方全体の安全保障を強化する施設が完成したことを光栄に思う。」と述べた。建設された兵站施設は、過去30年間にNATOと米国が資金提供したインフラ事業としては最大のもので、戦車、歩兵戦闘車、大砲、自走橋等、数千にも及ぶ装備品が保管され、わずか数日で同盟国の増援部隊を受け入れることが出来るようになる。

### モラヴィエツキ首相のモルドバ訪問【6日】

6日、モラヴィエツキ首相はモルドバを訪問し、サンドゥ大統領及びレチェアン首相と会談した。両首相による会談では、ロシアによるウクライナ侵略に関連する、モルドバに対する多面的な支援について話し合うとともに、経済・金融プロジェクトに関する二国間協力についても議論した。また、両国の間で、サイバーセキュリティに関する覚書が署名された。

### モラヴィエツキ首相の訪米【11日～13日】

11日から13日にかけて、モラヴィエツキ首相は米国を訪問した。同訪問の目的は、3月のバイデン米大統領のワルシャワ訪問続き、二国間関係を強化することであった。

11日、モラヴィエツキ首相は、ワシントンD. C. のホワイトハウスにおいて、ハリス米副大統領と会談を行った。両者の間では、欧州の安全保障に対するポーランドと米国の関与、エネルギー協力、ポーランド・米国間の武器調達契約など多くのトピックに話題が及んだ。また、モラヴィエツキ首相は、米国のポーランドへの投資の重要性を強調した。米国は、ポーランドにとって最も緊密な同盟国の一つである。両国の関係は、かつてないほど強固なものとなっている。経済・軍事協力は、モラヴィエツキ首相の訪米の中で最も重要なポイントである。

12日、モラヴィエツキ首相はロッキード・マーティンの工場とアニストン陸軍基地を訪問した。同工場及び基地は、今後数か月以内にポーランドに送られる予定の兵器の生産を行っている。最初の14台の1A2エイブラムスSEPv3戦車は、早ければ2023年6月にポーランドに引き渡される予定であることが確認された。

## 治安等

### LNGターミナルへの立入を一時的に禁止【12日】

12日、内務・行政省は、国境警備隊と公安庁(A BW)の要請を受け、ザホドニオポモルスキエ県シフィノウィシチェ(Swinoujście)に所在するLNGターミナル一帯200m以内への立ち入りを一時的に禁止すると発表した。同省は、当該ターミナルがポーランドの経済的機能とエネルギー安全保障において、戦略的に重要であると指摘した。また、最近発生したノルド・ストリームのパイプラインの損傷やロシア情報

機関協力者の逮捕などの一連の事案により、ポーランド及びポーランド人の安全確保のための重要な決定を下すことになったと言及した。

### 詐欺の疑いでクラブ関係者数名を逮捕【12日】

12日、中央捜査局(CBSP)は、顧客に対して強盗や詐欺を働いた疑いで、クラブチェーン「Cocomo」関係者7名を逮捕した。同クラブは、ワルシャワ、クラコフ、ブロツワフなどの主要都市で営業を行っており、

これまでに店名を何度か変更している。同クラブ関係者は、店内で顧客を泥酔させ、実際に提供したサービス以上の支払決済を行わせていた。また、酩酊状態の顧客に銀行アプリをインストールさせ、オンライン上で銀行にログインし、当該口座から資金を引き出すといったことも行っていたという。

#### 在クラコフ・ウクライナ総領事館前での焼身自殺未

#### 遂事案【13日】

13日午前、ウクライナ人男性がクラコフに所在するウクライナ総領事館前において、ウクライナ人に対して自国に戻って戦うよう呼びかけた後、可燃性物質を浴び自らに火を放った。巡回中の警察や目撃者により鎮火された。同男性は、意識不明の重体であるという。

## 経 済

### マクロ経済動向・統計

#### 国際通貨基金のポーランド経済見通し【12日】

国際通貨基金(IMF)は、最新の世界経済見通しで、ポーランドの経済成長率は2023年に3%、2024年に2.4%であると発表した。2023年の世界経済の成長率は、金利の上昇が経済活動の鈍化を引き起こしているため、2022年よりも若干低くなるという。IMFはまた、大規模な金融危機が発生した場合、世界経済に深刻な影響を及ぼし、不況に似た大幅な生産高の減少を引き起こす可能性があるかと警告している。銀行システムの混乱(米国の地方銀行2行の破

綻とクレディ・スイスの強制合併)は、高インフレとロシアによるウクライナ侵略と相まって、さらに不確実性を高めている。IMFは、世界の実質GDP成長率を2023年に2.8%、2024年に3%と予測しており、金融引き締めにより2022年の3.4%成長から急減速している。2023年、2024年ともに1月時点の予測から0.1%ポイント引き下げられたが、これは一部の経済大国が低調であること、また根強いインフレに対処するために更なる金融引き締めが予想されることが一因である。

### ポーランド産業動向

#### セブン・イレブン、欧州での事業拡大を計画【12日】

大手コンビニエンスストアチェーンのセブン・イレブンは、ポーランドを含む欧州での事業拡大を計画している。他方、専門家は、セブン・イレブンがポーランド市場で組織的な成長を遂げる可能性は極めて低いと見ている。民間雇用者連盟(レヴィアタン)の前C

EOは、既にポーランドにおいて同市場のリーダである zabka は、長年セブン・イレブンのために準備されていると噂されており、セブン・イレブンが zabka を買収する可能性が高いため、zabka との競争にはならないとコメントしている。

### エネルギー・環境

#### 原子力発電所建設特別目的会社、第3四半期に設計契約を締結予定【11日】

国営の原子力発電所建設特別目的会社(PEJ)は、ポーランドで初の原子力発電所建設に技術を提供する米ウェスティングハウス社(WH)と米ゼネコンのベクトル社のコンソーシアムと原子力発電所建設の設計契約を締結する予定である。WH社が提供するAP1000の技術を用いた発電所の設計には、少なくとも2年かかると見られている。

支援を行うことを承認した。同支援は、直接供与で100MWの容量を持つ電解槽設置、50MWの太陽光発電所、20MWhのバタリーストレージの建設にあてられ、2027年に運転が開始される見込みである。製造された水素は、PKN Orlen が所有するグダンスク港の製油所の燃料精製工程で使用される予定である。

#### 欧州委員会、ポーランドにおけるグリーン水素製造支援計画を承認【12日】

欧州委員会(EC)は、PKN Orlen が所有する特定目的事業体(LOTOS Green H2)に実施されるグリーン水素製造計画に対して、1億5,800万ユーロの

#### 当地シンクタンク、小型モジュール炉を評価【13日】

ワルシャワ企業研究所は、ポーランドの将来のエネルギーミックスにおける原子力と小型モジュール炉(SMR)の役割を検討した報告書(SMRs: Facts and Myths)を発表した。同報告書は、SMR技術が有望な選択肢であり、ポーランドのエネルギーミックスの脱炭素化に貢献できると結論付けた。

### 大使館からのお知らせ

#### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

### 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### **有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

### **旅券のオンライン申請等の開始について**

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届(ORRネット)への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

## 文化行事・大使館関連行事

### **【開催中】展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」【2023年3月24日(金)～7月30日(日)】**

ポズナン国立博物館にて、展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」が開催中です。日本のグラフィックデザイン作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Narodowe w Poznaniu, Aleje Marcinkowskiego 9, Poznań

詳細: <https://mnp.art.pl/en/galeria/kenya-hara-make-the-future-better-than-today/>

### **【開催中】ポフシン植物園での日本月間【2023年4月1日(土)～30日(日)】**

ポーランド科学アカデミーのポフシン植物園にて「日本月間」が開催中です。様々な写真展・ワークショップ・コンクールや花見等が実施されます。

開催場所: PAN Ogród Botaniczny - Centrum Zachowania Różnorodności Biologicznej w Powsinie, ul. Prawdziwka 2, Warszawa

詳細: [www.ogrod-powsin.pl/](http://www.ogrod-powsin.pl/)

### **【予定】第2回国際ギターミュージックフェスティバル・コンクール【2023年4月20日(木)～4月22日(土)】**

ルビン市のルビン文化センター「ムザ」にて、「第2回国際ギターミュージックフェスティバル・コンクール」が開催されます。日本のアーティストも出演予定です。入場は有料です。

開催場所: Centrum Kultury „Muza” w Lubinie, ul Armii Krajowej 1, Lubin

詳細: <https://ckmuza.eu/20-22-04-2023-ii-miedzynarodowy-festiwal-i-konkurs-muzyki-gitarowej/>

### **【予定】第16回ウッチ大学日本デー【2023年4月22日(土)～23日(日)】**

ウッチ大学経済・社会学部にて、八雲琴クラブ協会及びウッチ大学経済・社会学部共催「第16回ウッチ大学日本デー」が開催されます。日本についての講義、様々なワークショップ・展覧会が予定されています。入場は無料です。

開催場所: Wydział Ekonomiczno-Socjologiczny Uniwersytet Łódzki, ul. Polskiej Organizacji Wojskowej 3/5, ul. Re wolucji 1905 roku 41/43, Łódź

詳細: <https://www.uni.lodz.pl/en/events/details/16th-japanese-days-at-the-faculty-of-economics-and-sociology>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### **皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

#### **【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([news@mail@wr.mofa.go.jp](mailto:news@mail@wr.mofa.go.jp))